



肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～



肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ 0.9 \end{array} \right]} \right] \times 0.7$$

※三重県等では、さらなる上乘せ支援金の措置を検討中です。

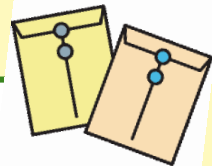
申請に必要なもの

次のものをご準備・ご提出ください。

- ① **化学肥料低減計画書**(化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと。)
- ② 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)の写し
〔本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。〕
〔注文票のほか、領収書または請求書が必要です。〕
- ③ **申請に関する確認書**(申請要件を満たしているか等を確認してください。)
- ④ 農産物の販売実績を確認できる書類(販売伝票など)の写し
(農協へ出荷いただいている方は提出の必要はありません。)
- ⑤ 支援金受取口座の通帳の写し

※提出書類等は農業者の皆様で5年間保管いただきますようお願いいたします。

申請方法・締切



- ・組合員の皆さま、農協で肥料を購入いただいている方は、お近くの農協へご相談ください。
- ・秋肥の申請締切は11月4日(金)です。春肥の申請締切は現在、検討中です。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年11月4日

秋肥分：農業者からの申請締切

令和5年2月頃～

秋肥分：農業者への支援金の交付(予定)

令和5年2月頃～

春肥分：農業者からの申請締切(予定)

令和5年3月頃～

春肥分：農業者への支援金の交付(予定)

注意事項

- ・本年の秋肥と来年の春肥は、それぞれまとめて、別々に申請いただくこととなりますが、申請漏れがありますと追加申請できませんので、領収書などの提出に漏れないかご確認ください。
- ・化学肥料低減取組メニューの一つに「土壌診断による施肥設計」がありますが、JAでは申込の大幅な増加が想定され、診断結果の返送までに時間を要します。また、リン酸・加里のみを分析する簡易分析もありますのでご相談ください。

<お問い合わせ先>

お近くの JA津安芸 営農センター へお問い合わせください。

河芸営農センターTel0120-085-040

芸濃営農センターTel0120-056-041

美里営農センターTel0120-057-043

安濃営農センターTel0120-059-044

津北部営農センターTel 0120-057-045

津中央営農センターTel 0120-057-046

津南部営農センターTel 0120-059-047